

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 寄附金を寄附金規定条例に定めるための手続等（第2条～第9条）

第3章 控除対象特定非営利活動法人による届出、書類の備置き等（第10条～第17条）

第4章 控除対象特定非営利活動法人審査委員会（第18条～第21条）

第5章 雜則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（用語）

第1条 この規則において使用する用語は、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第2章 寄附金を寄附金規定条例に定めるための手続等

（申出）

第2条 条例第2条第2項（条例第7条第4項及び第14条第5項において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

（公開すべき情報）

第3条 条例第3条第1項第3号に規定する別に定める情報は、次に掲げるものとする。

（1）名称、代表者名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

（2）電話番号

（3）設立の年月日

（4）定款並びに法第28条第1項に規定する事業報告書、計算書類及び財産目録

（特定非営利活動の規模に係る要件）

第4条 条例第3条第1項第6号アに規定する別に定める額は、1,500,000円とする。

2 条例第3条第1項第6号イに規定する別に定める会員は、次に掲げる者とする。ただし、当該申出法人から継続的に又は反復して資産の譲渡等（法第45条第1項第2号イ

に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。) を受けるために対価を支払うことを条件とした会員で、当該申出法人の資産の譲渡等に係る書類に氏名(法人にあっては、名称)が記載された者を除く。

- (1) 当該申出法人が定款で定める会議に参加している者
- (2) 当該申出法人が定款で定める会費又は定款で定める手続により定める会費を支出している者
- (3) 当該申出法人が行う特定非営利活動に係る事業に参加している者

3 条例第3条第1項第6号イに規定する別に定める数は、50とする。

(市民等からの支援に係る要件)

第5条 条例第3条第1項第7号アに規定する別に定める寄附者は、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 当該申出法人の役員及び当該役員と生計を一にする者
 - (2) 一の事業年度において個人である寄附者と生計を一にする他の寄附者がいる場合には、これらの寄附者のうちの1人以外の者
- 2 条例第3条第1項第7号アに規定する別に定める寄附金は、寄附者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び事務所の所在地)が明らかであるものとする。ただし、前項第1号に掲げる者からの寄附金を除く。
- 3 条例第3条第1項第7号アに規定する別に定める数は、50とする。
- 4 条例第3条第1項第7号アに規定する別に定める額は、150,000円とする。
- 5 条例第3条第1項第7号イに規定する別に定める時間数は、無償で労力を提供した者の氏名及び住所が明らかであるものとする。ただし、第1項第1号に掲げる者が、無償で労力を提供した時間数を除く。
- 6 条例第3条第1項第7号イに規定する別に定める数は、200とする。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第6条 条例第3条第1項第6号ア並びに第7号ア及びイに規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(特例措置)

第7条 実績判定期間において、当該申出法人の本市の区域内の事務所の所在地が次に掲げる地域のいずれかに所在し、かつ、当該地域において特定非営利活動を行っている場合における第4条第3項並びに第5条第3項及び第6項の規定の適用については、第4

条第3項及び第5条第3項中「50」とあるのは「25」と、同条第6項中「200」とあるのは「100」とする。

(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地

(2) 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村

(3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域

(4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

(合併特定非営利活動法人に関する条例第2条及び第3条の規定の適用)

第8条 申出法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第2条第1項の規定による申出をしようとする事業年度の初日においてその合併の日以後2年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第3条の規定の適用については、条例第2条第2項第3号中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この号において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該申出法人又は合併により消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第3条第1項第2号中「こと。」とあるのは「こと。この場合において、合併により消滅した各特定非営利活動法人が行っていた特定非営利活動は、申出法人が行っていた特定非営利活動とみなす。」とする。

2 前項に規定する場合において、当該申出法人の合併前の期間につき条例第3条第1項第5号（法第45条第1項第2号、第4号ハ及びニ並びに第9号に掲げる基準に係る部分に限る。）及び第6号から第9号までに掲げる基準に適合するかどうかの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 条例第3条第1項第5号（法第45条第1項第2号並びに第4号ハ及びニに掲げる基準に係る部分に限る。）及び第6号から第9号までに掲げる基準 当該申出法人及び合併により消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第3条第1項第5号（法第45条第1項第9号（同項第5号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に係る部分に限る。）に掲げる基準 当該申出法人及び合併により消滅した各特定非営利活動法人のそれについて判定すること。

(3) 条例第3条第1項第5号（法第45条第1項第9号（同項第5号ロに係る部分に限

る。)に掲げる基準に係る部分に限る。)に掲げる基準 当該申出法人及び合併により消滅した各特定非営利活動法人 (いずれも実績判定期間中に法第44条第1項の規定による認定若しくは法第58条第1項の規定による特例認定を受けていた期間又は控除対象特定非営利活動法人であった期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

- 3 前2項の規定は、申出法人が合併により設立した特定非営利活動法人で条例第2条第1項の規定による申出をしようとする事業年度の初日においてその設立の日以後2年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第3条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以降に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、「当該申出法人又は合併」とあるのは「合併」と、前項各号列記以外の部分中「合併前」とあるのは「設立前」と、同項各号中「当該申出法人及び合併」とあるのは「合併」と読み替えるものとする。

(継続の申出)

第9条 条例第7条第1項に規定する別に定める期間は、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間が満了する日の8月前の日から5月前の日までとする。

- 2 条例第7条第4項の規定により条例第2条及び第3条第2項の規定を準用する場合には、条例第2条第1項第2号中「設立の年月日」とあるのは「条例規定日及び第7条第2項の規定による確認を受けた回数」と、同条第2項第1号中「次条第1項各号」とあるのは「第7条第2項第1号」と、「第5条各号」とあるのは「第5条各号(第2号を除く。)」と、条例第3条第2項中「前項各号」とあるのは「第7条第2項第1号」と読み替えるものとする。

第3章 控除対象特定非営利活動法人による届出、書類の備置き等

(役員の変更等の届出)

第10条 条例第8条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の名称、代表者名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 条例規定日
- (3) 変更があった事項

(4) 変更の事由及び年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 役員の変更の場合 新たに役員となった者が条例第5条第1号アからウまでのいずれにも該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿

(2) 定款の変更の場合 変更後の定款及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 登記すべき事項の変更の場合 次に掲げる書類

(ア) 登記事項証明書

(イ) 法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項を変更した場合にあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し

イ その他の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項を変更した場合にあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

3 前項の書類の部数は、正本1部及び副本1部（登記事項証明書にあっては、正本1部及びその写し1部）とする。

（事業の概要等に関する変更の届出）

第11条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 届出者の名称、代表者名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 条例規定日

(3) 変更があった事項

(4) 変更の事由及び年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 条例第2条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 次に掲げる書類

ア 登記事項証明書

イ 定款の変更を伴う場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 変更後の定款

(イ) 法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項

を変更した場合にあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し

(2) 条例第2条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 次に掲げる書類

ア 変更があった内容を説明する書類

イ 条例第9条第2項に規定する基準に適合する旨を説明する書類

ウ 定款の変更を伴う場合にあっては、変更後の定款、当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による認証を受けたことを証する書類の写し及び登記事項証明書

(3) 条例第2条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 変更があった内容を説明する書類

3 前項の書類の部数は、正本1部及び副本1部（登記事項証明書にあっては、正本1部及びその写し1部）とする。

（本市の区域内の事務所に備え置くべき書類等）

第12条 条例第10条第2項第3号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生じる取引及び費用の生じる取引のそれぞれの金額について最も大きいものから順次その順位を付した場合において、それぞれの取引の第1順位から第5順位までに該当する取引

イ 特定非営利活動促進法施行規則（以下「省令」という。）第23条第1号に規定する役員等との取引

(4) 寄附者（法第45条第1項第3号イ(1)に掲げる者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が200,000円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領の年月日

(5) 次に掲げる報酬又は給与の状況に関する事項

ア 役員、社員若しくは寄附者若しくは役員、社員、職員若しくは寄附者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と省令第22条に規定する特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給の状況

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

- (6) 支出した寄附金の額、その相手先及び支出をした年月日
 - (7) 海外への送金又は金銭の持出を行った場合におけるその金額、使途及び実施の年月日
- 2 条例第10条第2項第4号に規定する別に定める書類は、法第45条第1項第3号(口を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号並びに条例第3条第1項第3号、第4号、第10号及び第11号に掲げる基準に適合する旨並びに条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

- 3 条例第10条第6項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 法第28条第1項に規定する事業報告書、計算書類及び財産目録並びに同条第3項第3号に掲げる書類
 - (2) 条例第10条第1項の規定により本市の区域内の事務所に備え置かなければならぬ書類(条例第5条各号(条例第7条第1項の規定による申出に係る書類にあっては、条例第5条第2号を除く。)のいずれにも該当しない旨を説明する部分を除く。)(事業報告書等の提出)

第13条 条例第11条第1項の規定による書類の提出は、次に掲げる事項を記載した書面を添付して行うものとする。

- (1) 提出者の名称、代表者名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - (2) 条例規定日
 - (3) 提出する書類に係る事業年度
- 2 条例第11条第2項の規定による条例第10条第3項に規定する書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を添付して行うものとする。
- (1) 提出者の名称、代表者名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - (2) 条例規定日
- 3 条例第11条第1項又は第2項の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。
- (事業報告書等の公開)

第14条 条例第12条第1項の規定による閲覧又は謄写の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)

(2) 閲覧又は謄写の別

(3) 閲覧又は謄写を請求する書類

2 条例第12条第1項の規定による閲覧又は謄写は、文化市民局地域自治推進室において行わせるものとする。

(解散の届出)

第15条 条例第13条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所又は居所

(2) 解散した控除対象特定非営利活動法人の名称

(3) 法第31条第1項各号（第5号を除く。）のいずれに該当するかの別

(控除対象特定非営利活動法人の合併の届出)

第16条 条例第14条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に法第34条第4項の規定に基づく申請をしたことを証する書類を添えて行うものとする。

(1) 届出者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地

(2) 条例規定日

(3) 合併後存続し、又は合併により設立し、及び合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地

(4) 合併後存続し、又は合併により消滅する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

ア 現に行っている事業の概要

イ 特定非営利活動を行っている本市の区域内における地域

(控除対象特定非営利活動法人の合併についての技術的読み替え等)

第17条 条例第14条第5項の規定により条例第2条第2項及び第3条第2項の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第2項各号列記以前項の申出書には、 外の部分	第14条第1項の届出には、合併後 存続する特定非営利活動法人及び 合併により消滅する各特定非営利 活動法人（合併により特定非営利活 動法人を設立する場合にあっては、
------------------------------	--

		合併により消滅する各特定非営利活動法人。以下同じ。)に係る
	申出を	届出を
第2条第2項第1号	次条第1項各号	次条第1項各号(第2号を除く。)
第2条第2項第3号	前項の申出の日が属する事業年度の	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち
	5年(申出法人に係る寄附金が寄附金規定条例に定められたことがない場合にあっては、2年)	2年
	各事業年度	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度
第3条第2項	条例規定手続	第14条第2項の確認
	前項各号の	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人が前項各号(第2号を除く。)に掲げる

2 条例第14条第2項の規定により条例第3条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかを確認する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人(合併により特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併により消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の合併前の期間につき条例第3条第1項第5号(法第45条第1項第2号、第4号ハ及びニ並びに第9号に掲げる基準に係る部分に限る。)及び第6号から第9号までに掲げる基準に適合するかどうかの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 条例第3条第1項第5号(法第45条第1項第2号並びに第4号ハ及びニに掲げる

基準に係る部分に限る。) 及び第6号から第9号までに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

- (2) 条例第3条第1項第5号(法第45条第1項第9号(同項第5号ロに係る部分を除く。)に掲げる基準に係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第3条第1項第5号(法第45条第1項第9号(同項第5号ロに係る部分に限る。)に掲げる基準に係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併により消滅する各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に法第44条第1項の規定による認定若しくは法第58条第1項の規定による特例認定を受けていた期間又は控除対象特定非営利活動法人であった期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

- 3 条例第14条第2項の規定により同項各号に掲げる基準に適合することの確認を受けた控除対象特定非営利活動法人に対する条例第10条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる書類を、当該各号に掲げる期間」とあるのは、「第14条第5項において読み替えて準用する第2条第2項第1号及び第2号に掲げる書類を、第14条第2項の規定による確認を受けた日から第7条第1項第1号又は第2号に掲げる期間が満了する日までの間」とする。

第4章 控除対象特定非営利活動法人審査委員会

(審査委員会の委員長)

第18条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の招集及び議事)

第19条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第20条 審査委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(審査委員会に関する補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

第5章 雜則

(身分証明書)

第22条 条例第21条第6項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式とする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第7条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第12条第1項第5号の規定は、地方税法第314条の7第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の

例による。

別記様式(第22条関係)

身 分 証 明 書		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例第21条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。		
年 月 日	京都市長	印